

第22期第7回

胆振海区漁業調整委員会議事録

(令和4年3月10日開催)

胆振海区漁業調整委員会



第22期第7回 胆振海区漁業調整委員会 議事録

- 1 開催日時 令和4年(2022年)3月10日(木)  
14時00分～14時50分
- 2 開催場所 室蘭市東町3丁目19番4号  
北海道漁業協同組合連合会室蘭支店会議室
- 3 出席委員 岩田会長、室村副会長、伊藤副会長、藤村委員、阿部委員、高田委員、  
小谷地委員、澤口委員、富樫委員、田中委員、傅委員、煤孫委員  
(12名)  
※欠席委員 野呂委員、三戸部委員 (2名)

- 4 事務局 事務局長 松尾 仁  
主事 西島 英祐

- 5 臨席者  
胆振総合振興局産業振興部水産課 水産課長 齊藤 義裕  
胆振総合振興局産業振興部水産課 漁業管理係長 坂本 貴博

6 議題

(1) 審議事項

議案第1号 北海道資源管理方針の一部改正について(答申)

議案第2号 特定水産資源に関する令和4管理年度における漁獲可能量の当初  
配分案等について(答申)

議案第3号 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等につい  
て[北海道水産林務部](答申)

(2) 協議事項

協議事項1 胆振海区における海区漁場計画案の作成に係る公聴会の開催について

協議事項2 「令和4年度いか釣りと沿岸漁業との操業協定」の一部変更要望に対する当海区の回答について

(3) 報告事項 定置漁業権に係る資源管理の状況等の報告について

## 7 議事の顛末

松尾事務局長

ただいまから、第22期第7回胆振海区漁業調整委員会を開会いたします。  
開会にあたり、会長から一言ご挨拶をお願いします。

岩田会長

開催に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様には、何かとお忙しいところ、出席いただきまして、誠にありがとうございます。  
います。

また、胆振総合振興局水産課齊藤水産課長さんを始め関係者のご臨席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日の議題についてですが、主な審議事項として、スケトウダラ、スルメイカ、クロマグロに関する「北海道資源管理方針の一部改正」、これらの魚種に関する「知事管理漁獲量の当初配分案」のほか、渡島海区委員会及び檜山海区委員会から要望のあった「いか釣りと沿岸漁業との操業協定」の一部変更に対する回答など皆様方には、よろしく審議の程、お願い申し上げまして簡単ではございますが、挨拶といたします。

松尾事務局長

時間の関係により、来賓紹介は省略させていただきます。  
それでは、会長に議事の進行をお願いします。

## 岩田会長

会議に入る前に出席委員の報告をさせていただきます。

委員定数15名中12名の委員さんに出席をいただいておりますので、本日の委員会は成立いたしました。

次に議事録署名委員の選出を行いたいと思いますが、委員会規程第6条により「会長が指名する」こととなっておりますので、私より指名させていただきます。

高田委員、澤口委員の両名をお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

議案第1号「北海道資源管理方針の一部改正について」を上程いたします。

なお、議案第2号「特定水産資源に関する令和4管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について」についても、関連がございますので、一括上程いたします。

事務局から説明願います。

## 西島主事

右上に議案第1号と記載の資料をご覧ください。

「北海道資源管理方針」の一部改正と「特定水産資源（クロマグロ、スケトウダラ、スルメイカ）に関する令和4管理年度における漁獲可能量の当初配分案について」、令和4年2月28日付けで、北海道知事より諮問がございましたので、資料に基づき説明致します。

今回の諮問の内容についてですが、北海道資源管理方針の別紙における、クロマグロ小型魚、大型魚の区分の変更や水産庁による資源管理基本方針の改正に伴う修正やその他文言の整理があり、一部改正するものです。

まず、方針の一部改正について説明します。

めくっていただいて、1ページをご覧ください。

道方針の一部改正案でございます。

これまで、太平洋くろまぐろの資源管理においては、平成25年からの試行期間を経て平成30年度からTACによる管理に移行し、さらに令和3管理年度からは、漁業法の改正により、資源管理方針の大幅な改正もあり現在に至っております。

今後、将来にわたり適切なTACを確保するためには、できるだけ満度にTAC数量を消化し、漁獲実績を積み上げていく必要がありますことから、これまで細分化していた知事管理区分を令和4管理年度から北海道一本化し「総量」で管理することとし、柔軟な配分調整による利用体制に整え、TACの有効利用を目指した管理に転換する考えで、改正するものであります。

なお、総量管理は令和4年と令和5年の2か年程度を考慮しており、令和6管理年度以降は、それまでの実績を反映して管理区分を見直す予定とのことです。

1ページの新旧対照表をご覧ください。

別紙1－4小型魚のくろまぐろでございますが、総量管理と言うことで、1ページから10ページの第2知事管理区分及び知事管理区分ごとの管理の手法等のところになりますが、②の対象とする漁業の欄で、改正前は、渡島や胆振などの海域ごと、定置漁業と漁船漁業ごとに管理する手法でありましたが、改正後は、北海道一本の海域として管理するといった内容に改正となります。

対象漁業は、定置網漁業、沿岸くろまぐろ漁業、まぐろはえ縄漁業、まぐろ釣り漁業、まぐろを採捕する漁業の管理に改正するものでございます。

つまり、今まで各海域ごとに定置漁業と漁船漁業に分かれておりましたが、北海道一本の管理となるということでございます。

以下、10ページまでは、北海道一本化による改正に伴う文言整理などの改正となっております。

次に、10ページをご覧ください。

第3漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準ですが、全量を北海道くろまぐろ漁業（小型魚）に配分し、都道府県又は大臣管理区分との間における配分量の融通及び国からの追加配分等に伴い、本道に配分された数量に変更が生じる場合については、全量を北海道くろまぐろ漁業（小型魚）から加除することに改正する内容となっております。

次に、11ページをご覧ください。

11ページから21ページの別紙1－5は、大型魚のくろまぐろの管理手法等ですが、大型魚につきましても、今まで説明いたしました、小型魚のくろまぐろと同様に北海道一本化により管理する手法の改正内容となっております。

続きまして、22ページの別紙1－6すけとうだら太平洋系群についてご説明致します。

22ページから26ページは太平洋系群、26ページから28ページの別紙1－7は日本海北部系群、28ページから29ページの別紙1－8はオホーツク海南部、29ページから30ページは根室海峡の事項を記載しておりますが、水産庁の改正に合わせた文言整理による改正であり、特段大きな改正事項ではございません。

続きまして、30ページの別紙1－10するめいかについてご説明致します。

令和3管理年度までは数量配分が「現行水準」とされていましたが、令和4管理年度から、北海道は数量配分となりました。

このため、別紙1－10のするめいかについて、現行水準の記載内容から、数量配分での記載内容に、変更するものです。

このことから、31ページをご覧いただきますが、第2知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等について、(1)②対象とする漁業をア いかつり漁業、イ 定置網漁業、ウ スルメイカを採捕するその他漁業とし、(2)漁獲量の管理の手法等についても、数量配分となっているくろまぐろなどと同様としております。

31ページ下でございますが、第3漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準ですが、後ほど説明しますが、漁獲可能量の75%に達しましたら、自動的に追加配分を行うという「75%ルール」が盛り込まれたことから、75%ルールによる国からの追加配分

については、全量を「北海道スルメイカを採捕する漁業」に配分するといった内容を記載しています。

議案第1号の北海道資源管理方針の一部改正についての説明は以上です。

続きまして、議案第2号の「特定水産資源に関する令和4管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について」について、説明致します。

右上に議案第2号と記載の資料をご覧ください。

諮問文をめぐっていただきまして、1ページの別紙1をご覧ください。

小型魚のくろまぐろ、大型魚のくろまぐろ、すけとうだらの太平洋系群、日本海北部系群、オホーツク海南部、根室海峡及びするめいかに関する令和4管理年度における北海道の漁獲可能量の当初配分の公表案でございます。

まず初めに、くろまぐろの小型魚と大型魚ですが、当初配分として、小型魚12.8トン、大型魚319.6トンとなります。

国による都道府県への配分にあたっては、平成27年から平成29年の平均漁獲実績（北海道は220.6トン）に平成27年から令和2年までの最大漁獲実績（北海道は平成28年の314.9トン）などを勘案して配分されています。

次に、すけとうだら太平洋系群ですが、令和3年から令和5年まで固定となっているため、令和3管理年度と同じ数値となっております、北海道の知事管理量は、69,100トンとなっております。

内訳はご覧のとおりです。

次に、第四の日本海北部系群から第六の根室海峡については、当海区と関係のない他の海域ですので、説明は省略しますが、ご覧のとおりとなっております。

次に、第七のするめいかですが、これまで「現行水準」でしたが、5,600トン全量を「北海道するめいかを採捕する漁業」に配分となっております。

次に、3ページの別紙2、「漁獲可能量の変更に係る配分及び数量の融通について」をご覧ください。

北海道のTAC配分量を迅速に増やし、円滑な操業を確保するための措置として、すけとうだら太平洋系群及びすけとうだら日本海北部系群の漁獲可能量の変更及び配分量の変更をする場合においては、行政の恣意性のない機械的な配分手法を定め、事前に海区委員会の意見を聴いた上で同意を得ておくことで、事後報告で対応できるとされてきました。

また、くろまぐろの小型魚、大型魚の漁獲可能量の変更及び配分量の変更については、クロマグロTAC数量管理委員会において、知事の裁量の余地のない機械的な配分手法を定め、事前に海区委員会の意見を聴いた上で同意を得ておくことで、事後報告で対応できるとされてきたところです。

ここで、一つ補足説明させていただきますが、お手元に、事務連絡で事務局から委員さん宛に、くろまぐろの漁獲可能量の変更通知文を添付させていただいておりますが、これが、ここでいう、漁獲可能量及び配分量の変更があった場合、その都度、事後報告ということで、委員のみなさま方に郵送させていただいて報告しているものでございます。

この変更報告も、昨年4月から今日まで（14回）ほどございまして、今後は、北海道一本となることで、迅速な事務処理が期待できるものと思われま

す。それでは、3ページの資料に戻りますが、令和4管理年度からは、するめいかの漁獲可能量が数量明示となったことに加え、国の資源管理基本方針において、予め定めた計算方法が規定された、いわゆる75%ルールという配分ルール及び融通に関する規定が整備されたところです。

2の今後の取扱いですが、北海道のTAC配分量を迅速に増やし、円滑な操業を確保するための措置として、漁獲可能量の変更及び配分量の変更については、いずれも知事の裁量の余地のない機械的な変更であることから、関係海区漁業調整委員会には事後報告で対応させていただきたいというものです。

5ページの資料2-1は、国の資源評価に基づく、これまで説明してきましたすけとうだらとするめいかのTAC配分の一覧表、6ページの資料2-2は、すけとうだらの配分の考え方で太平洋海域は、令和3年から令和5年までの3カ年は固定の配分量となります。

9ページの資料2-3は、するめいかの配分の考え方、10ページの資料2-4は、令和3年と令和4年の配分量の比較表でございます。

11ページは、これまで説明しましたくろまぐろ配分等の具体的な考え方、管理区分の見直しや今後の取扱いの概要で、3の管理区分の見直しでは、地区毎及び漁業種類ごととしていたくろまぐろの管理区分を総量管理に見直しすることとしております。

12ページは、するめいか配分等の具体的な考え方などですが、するめいかTACの設定にあたっては、国の資源管理基本方針では、「全体の漁獲量のうち、おおむね80パーセントの漁獲量を構成する上位の都道府県については、原則として配分量を明示する。」と規定されていますことから、北海道が本規定の適用となります。

次のページの4の留保枠の考え方については、国は新たに数量明示となった北海道の定置網漁業等における大量入網への備えとして、1万トンの留保枠を設けたこと、加えて、一定の漁獲量の積み上がりにより予め定めた計算方法により、自動的に北海道へ配分されるルール、いわゆる75パーセントルールが規定されました。

5の管理区分については、定置網漁業等を含め、管理区分を「北海道するめいかを採捕する漁業」とし、総量による管理とすることとしております。

以上が、議案第2号の漁獲可能量の当初配分案等に係る説明でございます。

説明を終わります。

**岩田会長**

説明が終わりました。

ご意見などありましたらお伺いします。

委員

〔ありませんの声〕

岩田会長

それでは、議案第1号及び議案第2号について、原案どおり、知事に答申してよろしいですか。

委員

〔異議なしの声〕

岩田会長

それでは、そのように決定します。

次に、議案第3号「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等について」を上程いたします。

事務局から説明願います。

松尾事務局長

右上に、議案第3号と記載の資料をご覧願います。

令和4年2月1日付けで北海道知事から諮問がございました。

また、一番後ろの方にA3版で拡大した北海道告示案の資料を添付させていただいております。

内容の説明につきましては、坂本漁業管理係長から願います。

坂本漁業管理係長

それでは私から議案3号についてご説明します。

まず、右上に議案第3号①と書かれた、諮問文をご覧ください。

漁業法第58条において読み替えて準用する第42条第3項の規定に基づき、新規許可に関する制限措置の内容及び申請期間について、当海区委員会に対して諮問があったものです。

今回、諮問のありました漁業についてですが、ページをおめくりいただいた、裏面に「各知事許可漁業に係る関係漁業調整委員会一覧表」がありまして、胆振の欄をご覧い

ただきたいのですが、いるか突棒漁業、いか釣り漁業道外者といか釣り漁業道内者と3つの漁業に関する内容となっています。

続きまして、別冊のA3に拡大した資料をご覧いただきたいのですが、1枚目がいるか突棒漁業に係る制限措置の公示内容となっており、漁業種類、操業区域など北海道漁業調整規則で規定されている項目となっております。

当管内ではいるか突棒の許可を持っている漁業者はいませんが、操業海域に当海区沖合海域が含まれるため諮問があったもので、昨年諮問があった内容から一切変更がない、といった内容となります。

次のページとその次のページは道外者が行ういか釣り漁業に係る公示内容となります。

道外者を対象としたいか釣り漁業は1年許可のため毎年毎年公示を行う事となりますが、(4) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数については、それぞれの県ごとの許可枠が設定されていますが、昨年漁期の許可数合計が362のところ、各県へ操業の意向を確認したところ、合計353のあったことから、昨年から9枠減少したことが変更点となりまして、その他の内容については昨年同様となっております。

次のページ4ページ目は、道内者のいか釣り漁業に関する公示内容ですが、改正後の漁業法では一斉更新時を除いて、原則として、随時の公示は行わないませんが、法を改正した際に着業希望者の漏れがあったということで、今回限りの対応として、改めて各組合に着業要望調査を行い、その結果を踏まえて、希望する隻数を公示すべく関係海区委員会に諮問があったものです。

胆振管内からは区分5噴火湾と太平洋海域に2隻、区分6太平洋海域に4隻着業希望がありました。

その他の内容につきましてはこれまでどおりとなっております。

資料議案第3号①と記載された資料にお戻りいただき、9ページからいるか突棒漁業、いか釣り漁業の制限措置等の取扱いを参考まで添付しておりますので、必要に応じて目通しをいただければと思います

次に右肩に議案第3号②と記載された資料をご覧ください。

かにかご漁業（胆振総合振興局管内太平洋海域）に関する制限措置の内容と申請すべき期間に係る諮問となります。

これもA3に拡大印刷した資料の最後のページをご覧ください。

けがかご漁業の公示する制限措置の内容は、先ほどのいか釣り漁業などと同じように北海道漁業調整規則で規定された漁業種類、操業区域などとなっておりますが、許可隻数など昨年と全く同じ内容となっております。

また(3)の漁業時期については、今年の7月10日は日曜日のため、暫定的に操業

開始を7月10日から8月20日としていますが、かご入れはけがに協議会で決定されることから、決定事項を踏まえて7月10日から8月31日の期間の中の42日間の中で操業時期を定めて公示したいと考えているところです。

資料議案第3号の②に戻りまして、2ページからは制限措置の取扱いとなっておりますので、必要に応じてご一読いただければと思います。

以上が議案第3号についての説明となりますので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

岩田会長

説明が終わりました。

ご意見などありましたらお伺いします。

委員

〔ありませんの声〕

岩田会長

それでは、議案第3号について、原案どおり知事に答申してよろしいですか。

委員

〔異議なしの声〕

岩田会長

それでは、そのように決定します。

次に、「協議事項」に移らせていただきます。

協議事項1「胆振海区における海区漁場計画案の作成に係る公聴会の開催について」を上程いたします。

事務局から説明願います。

松尾事務局長

協議事項1でございますが、胆振海区における海区漁場計画案の作成に係る公聴会の開催について、説明します。

資料は、右上に協議事項1と記載の資料となります。

1枚めくっていただいて、北海道知事からの諮問文でございます。

鵜さけ定第5号定置漁業権が、昨年12月31日をもって存続期間が満了となり、鵜川漁業協同組合から北海道に対し、引き続き同様の漁業権の設定要望があり、胆振総合振興局において、漁場計画案の素案を作成。

その素案に対して、胆振総合振興局から意見を求められ、1月17日に開催した当海区委員会におきまして、特段支障ない旨、胆振総合振興局へ回答していたところでございます。

その後、道は、ホームページ等において、その漁場計画案に対して、利害関係人の意見聴取を行っておりましたが、意見は無かったとのことでございます。

漁場計画案の内容につきましては、前回の海区委員会で協議させていただいた素案と同じで変更点等はございません。

おもての協議事項1と記載した資料に戻っていただきまして、北海道知事に答申をする前に、漁業法第64条第5項の規定により、漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴くため、公聴会を開催したいというものでございます。

公聴会の開催につきましては、お手元の資料のとおり、3月17日（木）14時から鵜川漁協会議室での開催、出席委員につきましては、室村副会長、伊藤副会長、小谷地委員、澤口委員に出席をお願い致したいと考えております。

なお、天候不順等により公聴会開催が困難となった場合の変更等は、岩田会長に一任願いたく、よろしく申し上げます。

また、鵜川での公聴会の結果を踏まえまして、下段に記載しておりますが、北海道知事への答申と言うことで、3月29日（火）に14時から胆振総合振興局の大会議室で開催する運びと致したいと考えております。

説明は、以上でございます。

**岩田会長**

説明が終わりました。

ご意見などありましたらお伺いします。

**委員**

〔ありませんの声〕

**岩田会長**

それでは、原案どおり決定してよろしいですか。

委員

〔異議なしの声〕

岩田会長

それでは、そのように決定します。

室村副会長、伊藤副会長、小谷地委員、澤口委員におかれましては、公聴会に出席のほどよろしく申し上げます。

次に、協議事項2「令和4年度いか釣りとは沿岸漁業との操業協定の一部変更要望に対する当海区の回答について」を上程いたします。

事務局から説明願います。

松尾事務局長

右上に協議事項2と記載の資料をご覧ください。

道南連合海区漁業調整委員会から令和4年2月9日付けで、「令和4年度いか釣りとは沿岸漁業との操業協定」の一部変更について照会がございました。

これは、6ページ目にあります操業海域図を見ていただきたいのですが、渡島と胆振の間にあります青色に塗られた海域ですが、現行12月1日から12月31日の日の出から正午まで、いか釣りの操業とパラアンカーの使用は禁止されておりますが、これを廃止してほしいという渡島海区漁業調整委員会からの要望でございます。

もう一つは、檜山振興局管内沖合海域についてですが、6月1日から9月30日までの日の出から午後3時までいか釣りの操業禁止時間を日の出から午後1時までと2時間短縮するという改正要望が檜山海区漁業調整委員会からありました。

この改正要望に対する道南海区漁業調整委員会からの照会を受け、当管内の各漁業協同組合に支障の有無を確認しておりましたが、「渡島から胆振に係る沖合海域」の改正要望に対しては、支障ありとの回答が1組合、その他の組合は支障なしとの回答でございました。

支障ありと支障なしと回答があった漁業協同組合に、さらに過去や近年の漁場利用実態、将来的な利用有無などを確認したところ、当該海域は、過去に使っていたものの、近年は利用が少なく、将来的にも使うことが少ないだろうとのことでした。

また、いかの水揚げが減少して渡島側が困っていることや改正要望について、渡島海区漁業調整委員会として、機関決定したこともあり、それらも考慮して胆振側も対応したほうがよろしいのではないかとの考えも聞かれ、支障ありと回答のあった組合と再度協議をしてきました。

その結果、支障ありと回答のあった組合におかれましてもやむを得ないものとして、渡島側の改正要望を受け入れ、お手元にお配りした事務局で作成した案をいただき台とし

て、道南連合海区漁業調整委員会に回答したいというものであります。

内容としましては、「将来的に、沿岸漁船が操業することとなり、操業上のトラブルが懸念される場合は、改めて操業協定を見直すことを条件として、改正要望については同意する」といった回答案でございます。

一方、檜山振興局管内沖合海域の改正要望については、この海域での当管内の沿岸漁船の操業がないものであり、全組合から支障なしとの回答であり、改正要望については同意するという回答案です。

この事務局案について、審議していただきたくよろしくお願いします。

なお、昨年度の令和3年度に向けての要望として、苫小牧漁協と胆振管内いか釣漁業協議会から「26・27号の共同漁業権区域内の12月1日から12月31日までの操業期間の廃止」の要望がございましたが、昨年9月15日に開催されました26・27号共有管理委員会において否決され、これに係る改正要望がなくなり、また、各組合等に改正要望について照会しておりましたが、改正要望がございませんでしたので、その旨報告いたします。

説明は、以上でございます。

岩田会長

説明が終わりました。

ご意見などありましたらお伺いします。

委員

[ありませんの声]

岩田会長

それでは、原案どおり決定してよろしいですか。

委員

[異議なしの声]

岩田会長

それでは、そのように決定します。

なお、室村副会長、高田委員、野呂委員におかれましては、道南連合海区漁業調整委員会に出席のほど、よろしくお願いします。

最後に、「報告事項」に移らせていただきます。

報告事項「定置漁業権に係る資源管理の状況等の報告について」を上程いたします。  
事務局から説明願います。

#### 松尾事務局長

右上に報告事項と記載の資料をご覧ください。

令和4年3月2日付けで、北海道知事から「定置漁業権に係る資源管理の状況等の報告について」という報告がありました。

この内容説明につきましては、坂本漁業管理係長から願います。

#### 坂本漁業管理係長

それでは、報告事項「定置漁業権に係る資源管理の状況等報告」について説明いたします。

はじめに今回の北海道知事からの報告の根拠ですが、漁業法第90条では「漁業権者は、有する漁業権の内容となる漁業の資源管理の状況、漁場の活用の状況等を都道府県知事に報告しなければならない。」とされ、都道府県知事は「海区漁業調整委員会に対し、報告を受けた事項について必要な報告をするものとする。」とされているため、今回知事から報告があったものです。

なお、漁業権者の報告は年に1回以上知事に行うこととされており、道では規則により漁期が終わるとその都度、提出を求めており、知事から関係海区漁業調整委員会にその内容が報告されます。

今回の報告となりますのは、昨年漁期の春定置3件に係るものとなります。

次のページが知事からの報告内容となりますが、虎杖浜、登別及び室蘭の3定置漁場いずれにつきましても資源管理に適切に取り組んでおり、また、適切かつ有効に活用されていると認められています。

以上で今回の知事からの報告について説明を終わります。

#### 岩田会長

説明が終わりました。

ご質問などありましたらお伺いします。

#### 委員

[ありませんの声]

岩田会長

以上で、本日の議題はすべて終了いたしました。  
皆さんの方から何かございませんか。

委員

[ありませんの声]

岩田会長

以上で、本日の委員会を終了いたします。  
長時間に及ぶ審議、誠にありがとうございます。